

令和8年第1回伊根町農業委員会議事録

令和8年1月30日(金曜日)開催

伊根町農業委員会

令和8年 第1回 伊根町農業委員会 議事録								
招集年月日	令和8年1月30日(金)							
閉会の日時	開会	午後1時30分						
	閉会	午後2時						
議長	小原 澄晴 会長							
招集場所	伊根町コミュニティーセンター ほっと館							
委員定数	農業委員				11名			
	農地利用最適化推進委員				3名			
出席委員数	農業委員				8名			
	農地利用最適化推進委員				3名			
農業委員の出席・欠席	議席	氏名	出・欠	議席	氏名	出・欠		
	1	村井 英敏	欠	7	奥野 義則	出		
	2	上山 徳和	出	8	須川 清広	出		
	3	須川 和幸	欠	9	上野 正	出		
	4	山口 忠司	出	10	上野 清	出		
	6	大上 和夫	出	11	大西 一彰	欠		
農地利用最適化推進委員の出席・欠席	地域	氏名	出欠	地域	氏名	出欠		
	1	大谷 功	出	3	櫻尾 夏男	出		
	2	藤原 正人	出					
議事録署名委員	小原 澄晴(会長)							
	奥野 義則		須川 清広					
会議の説明に出席した者	事務局書記 濱野 文子							
議事の経過概要及び結果	別紙のとおり							
特記事項								

議 事 の 審 議 結 果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
【承認】

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
【承認】

令和8年第1回伊根町農業委員会議事経過概要

発言者	発言内容
小原会長	定刻になりましたので、令和8年第1回の農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。
議長	<p>本日の農業委員の出席者は11名中、8名の出席であります。また農地利用最適化推進委員の出席は3名中、3名の出席であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数の出席があり、定足数に達していますので、会議規則第7条第1項により本日の総会が成立していることを申し上げ、総会を開始いたします。</p>
議長	<p>会議規則第19条第2項に基づき、本日の署名委員については、私、議長の他に2名の指名をさせていただきます。</p> <p>7番 奥野委員と8番 須川 清広委員にお願いしたいと思います。</p>
議長	今年は、たくさん雪が降る年であります。除雪作業で、一日が終わるような感じがします。みなさまも、体を大切に冬を乗り切りましょう。
議長	それでは議事に入りたいと思います。
議長	第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可」について、本案について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(内容説明)</p> <p>申請された農地の所在は、①伊根町字新井小字谷田1477番。②伊根町字新井小字北田1494番。この農地につきましては、地域計画内、守るべき農地になります。</p> <p>譲渡人はIさん、譲受人はKさんです。</p> <p>譲受人のKさんは、地域計画の耕作者一覧に位置付けられています。</p> <p>譲渡人の譲渡理由は耕作できず、譲渡人が現在耕作をしているため。譲受人の譲受理由は農業経営を継続するため。</p> <p>譲受人の経営内容ですが、経営面積ですが、田7,565m²、h畠155m²、合計7,718m²です。世帯員は2人で、農業従事は1人となっています。</p> <p>次のページをご覧ください。申請箇所位置図になります。次のページをご覧ください。申請箇所図が添付してあります。箇所図に赤線で囲まれたところが、今回の対象農地となっています。</p>

	す。次のページは、小原会長と大西広委員による現地確認状況です。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見はありませんか。
委員	譲渡人は、平田のどこに住んでいるか。新井の農地であるが、住所が平田になっているので、お聞きしたい。
事務局	京都府漁協伊根支所の近くです。平田で、自営業をされています。
議長	その他ご意見等ござりますか。
議長	それでは、報告事項につきまして、承認いただける方は举手願います。
委員	(全員举手)
議長	全員举手ということで、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可」について、承認することとします。
議長	続きまして、第2号議案 「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可」について、本案について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(内容説明)</p> <p>申請された農地の所在は、①伊根町字本庄上小字船原408番1。この農地につきましては、地域計画内、守るべき農地になります。</p> <p>譲渡人は〇さん、譲受人はIさんです。</p> <p>譲受人のIさんは、地域計画の耕作者一覧に位置付けられています。</p> <p>譲渡人の譲渡理由は遠方で耕作できないため。譲受人の譲受理由は府道弥栄本庄線の道路拡幅に伴う代替地とするため。</p> <p>譲受人の経営内容ですが、経営面積ですが、自作地1,750m²、貸付地3,550m²、現に耕作している農地1,250m²、経営地合計3,000m²です。世帯員は3人で、農業従事は1人となっています。</p> <p>次のページをご覧ください。申請箇所位置図になります。次のページをご覧ください。申請箇所図が添付してあります。箇所図に赤線で囲まれたところが、今回の対象農地となっています。次のページは、小原会長と藤原農地利用最適化推進委員による現地確認状況です。説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見はありませんか。
議長	それでは、報告事項につきまして、承認いただける方は举手願います。
議長	全員举手ということで、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可」について、承認することとします。

議長

審議案件は以上でございますので、令和8年第1回の農業委員会総会を閉会します。

令和8年第1回伊根町農業委員会総会議事録については、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日
議長

署名委員

署名委員